

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）【第一条関係】	1
○ 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第五百一十一号）（抄）【第二条関係】	3
○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）【第三条関係】	6
○ 令和三年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百二十二号）（抄）【第四条関係】	15

改 正 案	現 行
<p>（任意継続組合員に係る審査請求等） 第五十一条 任意継続組合員に係る法第一百七十七条第一項、<u>第四百四十四条の二十三第三項及び第四百四十四条の二十六第二項の規定の適用については、法第一百七十七条第一項中「掛金等」とあるのは「任意継続掛金（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続掛金をいう。第四百四十四条の二十三第三項及び第四百四十四条の二十六第二項において同じ。）</u>と、法第四百四十四条の二十三第三項中「掛金（<u>第一百三十三条第二項の掛金をいう。</u>）」とあり、及び法第四百四十四条の二十六第二項中「掛金等」とあるのは「任意継続掛金」とする。</p> <p>附 則</p> <p>（特例退職組合員に係る審査請求等） 第三十条の二十三 特例退職組合員に係る法第一百七十七条第一項、<u>第四百四十四条の二十三第三項及び第四百四十四条の二十六第二項の規定の適用については、法第一百七十七条第一項中「掛金等」とあるのは「特例退職掛金（附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金をいう。第四百四十四条の二十三第三項及び第四百四十四条の二十六第二項において同じ。）</u>と、法第四百四十四条の二十三第三項中「掛金（第一百三十三条第二項の掛金をいう。）」とあり、及び法第四百四十四条の二十六第二項中「掛金等」とあるのは「特例退職掛金」とする。</p> <p>（支給の繰上げの請求があつた場合における法第八十七条等の規定の適用）</p>	<p>（任意継続組合員に係る審査請求等） 第五十一条 任意継続組合員に係る法第一百七十七条第一項、<u>第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項の規定の適用については、法第一百七十七条第一項中「掛金等」とあるのは「任意継続掛金（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続掛金をいう。第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項において同じ。）</u>と、法第四百四十四条の二十三第二項中「掛金（第一百三十三条第二項の掛金をいう。）」とあり、及び法第四百四十四条の二十六第二項中「掛金等」とあるのは「任意継続掛金」とする。</p> <p>附 則</p> <p>（特例退職組合員に係る審査請求等） 第三十条の二十三 特例退職組合員に係る法第一百七十七条第一項、<u>第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項の規定の適用については、法第一百七十七条第一項中「掛金等」とあるのは「特例退職掛金（附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金をいう。第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項において同じ。）</u>と、法第四百四十四条の二十三第二項中「掛金（第一百三十三条第二項の掛金をいう。）」とあり、及び法第四百四十四条の二十六第二項中「掛金等」とあるのは「特例退職掛金」とする。</p> <p>（支給の繰上げの請求があつた場合における法第八十七条等の規定の適用）</p>

第三十条の三 (略)

(一時金の支給を請求することができない事由となる受給権を有したことがある給付)

第三十条の四 法附則第十九条の二第一項ただし書に規定する政令で定める給付は、平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第一項第一号に定める場合に該当するときに支給を受けることができ、同号に規定する給付とする。

(公務障害年金又は公務遺族年金の額の基礎となる終身年金現価率の年齢の特例)

第三十条の五 (略)

第三十条の三 (略)

(新設)

(公務障害年金又は公務遺族年金の額の基礎となる終身年金現価率の年齢の特例)

第三十条の四 法第九十八条第一項又は第百四条第一項に規定する組合員又は組合員であつた者が厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者に該当する場合における法附則第二十条の規定の適用については、同条中「五十九歳」とあるのは、「厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢から一年を控除した年齢」とし、その者が昭和三十六年四月二日以後に生まれた者である場合における同条の規定の適用については、同条中「六十歳」と、第九十八条第一項及び第百四条第一項中「六十四歳」とあるのは「五十九歳」とあるのは、「六十歳」とする。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（令和四年度における年金額の改定）</p> <p>第二条の二 地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る令和四年四月分以後の月分の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）のうち令和三年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第百六十一条第二項に規定する平均標準報酬月額（旧法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬月額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。次項において「施行法」という。）第</p>	<p>附則</p> <p>（令和三年度における年金額の改定）</p> <p>第二条の二 地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る令和三年四月分以後の月分の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）のうち令和二年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第百六十一条第二項に規定する平均標準報酬月額（旧法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬月額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。次項において「施行法」という。）第</p>

十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の標準報酬月額は、令和三年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二十条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第五十一条第一項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。）に四・七九四を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百十九号）第二条の規定による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額（同条の規定による

十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の標準報酬月額は、令和二年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二十条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第五十一条第一項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。）に四・八一三を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百四号）第一条の規定による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額（同条の規定による

改正前のこの項の規定の適用を受けたものに限る。）又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち令和二年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

改正前のこの項の規定の適用を受けたものに限る。）又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち令和元年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）【第三条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（改正前地共済法による職域加算額に係る改正前地共済法等の規定の読替え）</p> <p>第七条 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済法、改正前地共済施行法及び改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
<p>（略）</p> <p>改正前地共済法第八十条の二第二項第一号</p>	<p>（略）</p> <p>退職共済年金</p> <p>五年を経過した日</p>	<p>（略）</p> <p>旧職域加算退職給付</p> <p>十年を経過した日</p>	<p>（略）</p> <p>退職共済年金</p> <p>五年を経過した日</p>
<p>（略）</p> <p>改正前地共済法第八十条の二第三項</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>（略）</p> <p>旧職域加算退職給付</p>	<p>（略）</p> <p>退職共済年金の額</p>
<p>（略）</p> <p>改正前地共済法第八十条の二第二項第二号</p>	<p>（略）</p> <p>退職共済年金</p> <p>五年を経過した日</p>	<p>（略）</p> <p>旧職域加算退職給付</p> <p>十年を経過した日</p>	<p>（略）</p> <p>退職共済年金</p> <p>五年を経過した日</p>
<p>（略）</p> <p>改正前地共済法第八十条の二第二項</p>	<p>（略）</p> <p>退職共済年金</p> <p>五年を経過した日</p>	<p>（略）</p> <p>旧職域加算退職給付</p> <p>十年を経過した日</p>	<p>（略）</p> <p>退職共済年金</p> <p>五年を経過した日</p>
<p>（略）</p> <p>改正前地共済法第八十条の二第二項及び第三項</p> <p>（新設）</p>	<p>（略）</p> <p>退職共済年金</p>	<p>（略）</p> <p>旧職域加算退職給付</p>	<p>（略）</p> <p>退職共済年金</p>
<p>（略）</p> <p>改正前地共済法第八十条</p>	<p>（略）</p> <p>退職共済年金の額</p>	<p>（略）</p> <p>旧職域加算退職給付の額</p>	<p>（略）</p> <p>退職共済年金の額</p>

第二十五条 の四の二第 一項	(略)	平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前 地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものと された改正前地共済令の規定の適用については、次の表の上欄に 掲げる改正前地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二十五条 の四の二第 一項	(略)	平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前 地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものと された改正前地共済令の規定の適用については、次の表の上欄に 掲げる改正前地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	条の二第四 項
	退職共済年金		(略)	第七十九条第一 項及び前条 これら 退職共済年金の 受給権を取得し た日の属する月 の前月までの組 合員期間 第七十九条第一 項の 及び次条第二項 の規定の例によ り算定したその 支給の停止を行 わないものとさ れた金額又は第 八十二条第一項 の規定の例によ り支給を停止す るものとされた 金額を勘案して	(略)	を勘案して	同号の	第七十九条第一項第二号

(略)

旧職域加算退職給付（法第七十
八条第一項に規定する旧職域加
算退職給付をいう。以下同じ。

条の二の二十第四項及び第五項 (略)	(略)	日前期間 (略)
-----------------------	-----	-------------

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等)

第十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項に規定する政令で定める規定は、厚生年金保険法第四十三条第三項の規定、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項及び第三項並びに第六十五条の二から第六十八条までの規定、厚生年金保険法第九十二条第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法第百条の二第一項、第三項及び第四項並びに附則第十条の二の規定、厚生年金保険法附則第十一条第一項並びに第十一条の二第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第一項の規定、厚生年金保険法附則第十一条の六第一項、第六項及び第八項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十三条の五第六項の規定、厚生年金保険法附則第十三条の六第一項、第四項、第六項及び第八項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第六項本文、附則別表第二及び別表の規定、国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年国民年金等改正法」という。)

附則第二十一条第一項及び第三項(これらの規定を平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の平成六年国民年金等改正法(以下「改正後平成六年国民年金等改正法」という。))附則第二十二條及び第二十七條第十八項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定並びに改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四條第四項及び第六項並びに第二十六條第一項、第三項、第五項、第七項から第十一項まで及び第十四項の規定とし、

附則第三十条の二の二十第六項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
----------------	--------	-----------

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等)

第十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条第三項、第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項及び第三項並びに第六十五条の二から第六十八条までの規定、厚生年金保険法第九十二条第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法第百条の二第一項、第三項及び第四項並びに附則第十条の二の規定、厚生年金保険法附則第十一条第一項並びに第十一条の二第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第一項の規定、厚生年金保険法附則第十一条の六第一項、第六項及び第八項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十三条の五第六項の規定、厚生年金保険法附則第十三条の六第一項、第四項、第六項及び第八項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第六項本文、附則別表第二及び別表の規定、国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年国民年金等改正法」という。)

附則第二十一条第一項及び第三項(これらの規定を平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の平成六年国民年金等改正法(以下「改正後平成六年国民年金等改正法」という。))附則第二十二條及び第二十七條第十八項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定並びに改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四條第四項及び第六項並びに第二十六條第一項、第三項、第五項、第七項から第十一項まで及び第十四項の規定とし、

<p>厚生年金保 険法第四十 三条第三項</p>	<p>これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>受給権者</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第五条の規定により被保険者の資格を取得したものに限り。）</p>
<p>改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>	<p>これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>前項</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第五条の規定により被保険者の資格を取得したものに限り。） なお効力を有する改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）をいう。以下同じ。）をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員</p>

<p>と する もの とし 、資 格を 喪失 した 日（第 十四 条第 二号 から 第四 号ま での いず れか に該 当す るに 至つ た日 にあ つて は、 その 日） から 起算 して 一 月を 経過 した 日</p>	<p>老 齡厚 生年 金</p>	<p>被 保 險 者 であ つ た 期 間</p>	
	<p>平 成二 十四 年一 元化 法附 則第 六 十一 条第 一項 に規 定す る給 付の うち 退職 共済 年金 とし て、 当該 退職 共済 年金</p>	<p>旧 地共 済施 行日 前期 間（平 成二 十四 年一 元化 法附 則第 四 条第 十 二 号に 規定 する 旧地 方公 務員 共 済組 合員 期間 と平 成二 十四 年一 元化 法附 則第 六 十五 条第 一項 に規 定す る追 加費 用対 象期 間と を合 算し た期 間を いう。 以下 同じ 。）</p>	<p>旧 地共 済施 行日 前期 間（平 成二 十四 年一 元化 法附 則第 四 条第 十 二 号に 規定 する 旧地 方公 務員 共 済組 合員 期間 と平 成二 十四 年一 元化 法附 則第 六 十五 条第 一項 に規 定す る追 加費 用対 象期 間と を合 算し た期 間を いう。 以下 同じ 。）</p>

<p>と する もの とし 、資 格を 喪失 した 日（第 十四 条第 二号 から 第四 号ま での いず れか に該 当す るに 至つ た日 にあ つて は、 その 日） から 起算 して 一 月を 経過 した 日</p>	<p>老 齡厚 生年 金</p>	<p>被 保 險 者 であ つ た 期 間</p>	
	<p>平 成二 十四 年一 元化 法附 則第 六 十一 条第 一項 に規 定す る給 付の うち 退職 共済 年金 とし て、 当該 退職 共済 年金</p>	<p>旧 地共 済施 行日 前期 間（平 成二 十四 年一 元化 法附 則第 四 条第 十 二 号に 規定 する 旧地 方公 務員 共 済組 合員 期間 と平 成二 十四 年一 元化 法附 則第 六 十五 条第 一項 に規 定す る追 加費 用対 象期 間と を合 算し た期 間を いう。 以下 同じ 。）</p>	<p>等 共済 組合法 による 長期給 付等に 関する 経過措 置に關 する政 令（平 成二 十七 年政 令第 三百 四十 七号。以下「平 成二 十七 年経 過措 置政 令」と いう。） 第十四 条第 一項の 規定に よる読 み替え られた 規定に あつて は、同 項の規 定による 読替え 後のもの とする 。以下 同じ。） 第七 十九 条第 二 項</p>

<p>の属する月から 年金</p>	<p>(略)</p>	<p>改正後厚生 年金保険法 第四十三條 の二第二項 第一号</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>標準報酬(以下 「前年度の標準 報酬</p>
<p>(略)</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済 法(平成二十四年一元化法附則 第六十一条第一項の規定により なおその効力を有するものとさ れた改正前地共済法(平成二十 四年一元化法第三条の規定によ る改正前の地方公務員等共済組 合法(昭和三十七年法律第五百 十二号)をいう。以下同じ。) をいい、被用者年金制度の一元 化等を図るための厚生年金保険 法等の一部を改正する法律及び 地方公務員等共済組合法及び被 用者年金制度の一元化等を図る ための厚生年金保険法等の一部 を改正する法律の一部を改正す る法律の施行に伴う地方公務員 等共済組合法による長期給付等 に関する経過措置に関する政令 (平成二十七年政令第三百四十 七号。以下「平成二十七年経過 措置政令」という。)第十四条 第一項の規定により読み替えら れた規定にあつては、同項の規 定による読替え後のものとする 。以下同じ。)第四十四条第一 項に規定する掛金の標準となつ た給料の額(以下「掛金の標準</p>	
<p>の属する月から 年金</p>	<p>(略)</p>	<p>改正後厚生 年金保険法 第四十三條 の二第二項 第一号</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>標準報酬(以下 「前年度の標準 報酬</p>
<p>(略)</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済 法</p>	

2	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>となつた給料の額」という。)と同条第二項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額(以下「掛金の標準となつた期末手当等の額」という。)(以下「前年度の掛金の標準となつた給料の額等</p>

2	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>となつた給料の額」という。)と同条第二項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額(以下「掛金の標準となつた期末手当等の額」という。)(以下「前年度の掛金の標準となつた給料の額等</p>

○ 令和三年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百三十二号）（抄）【第四条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行																								
<p>令和四年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令</p> <p>令和四年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和五年四月一日以前に生まれた者</td> <td>一・二二七</td> </tr> <tr> <td>昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者</td> <td>一・二二七</td> </tr> <tr> <td>昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者</td> <td>一・二五四</td> </tr> <tr> <td>昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者</td> <td>一・二六〇</td> </tr> <tr> <td>昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者</td> <td>一・二六〇</td> </tr> <tr> <td>昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日まで</td> <td>一・二六六</td> </tr> </table>	昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二七	昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二七	昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五四	昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇	昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇	昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日まで	一・二六六	<p>令和三年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令</p> <p>令和三年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和五年四月一日以前に生まれた者</td> <td>一・二二二</td> </tr> <tr> <td>昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者</td> <td>一・二二二</td> </tr> <tr> <td>昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者</td> <td>一・二五九</td> </tr> <tr> <td>昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者</td> <td>一・二六五</td> </tr> <tr> <td>昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者</td> <td>一・二六五</td> </tr> <tr> <td>昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日まで</td> <td>一・二七一</td> </tr> </table>	昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二二	昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二二	昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五九	昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六五	昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六五	昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日まで	一・二七一
昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二七																								
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二七																								
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五四																								
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇																								
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇																								
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日まで	一・二六六																								
昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二二																								
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二二																								
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五九																								
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六五																								
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六五																								
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日まで	一・二七一																								

昭和三十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者
一・二七六	一・二八七	一・二八八	

昭和三十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者
一・二八一	一・二九二	一・二九三	